平成３０年（フ）第１５号
新潟県燕市井土巻４丁目37番地　シャルム１Ａ　102号
債務者　和田彩央里
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第２２号
新潟県燕市東太田6882番地１　フレンドリーパークＢ　104号
債務者　小林　　翼
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第１６９号
静岡県沼津市平町25番14号　リエス沼津平町202、前住所静岡県沼津市大手町２丁目７番17―1101号　沼津大手町ハイツ
債務者　佐川　達也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２４６号
堺市南区原山台５丁１番12―102号
債務者　堀　　吉郎
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７８号
大阪府富田林市若松町４丁目８番４―304号
債務者　佐藤　一樹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９１号
堺市南区原山台５丁１番12―102号
債務者　堀　　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８１号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋703番地78
債務者　横山　恵美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８２号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋703番地78
債務者　横山たか子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１６号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目1690番地の１（102号）
債務者　飯野　善史
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５２号
堺市中区東山248番地10
債務者　山田　　愛
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６０号
堺市堺区陵西通３番10号　ドリームハイツ305号
債務者　清川　正範
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６１号
大阪府松原市立部２丁目234番地
債務者　岸　　香里
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８０号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―201号
債務者　グレードワンロイヤルこと　北村　徹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４８６号
堺市北区東三国ケ丘町３丁１番26号
債務者　芥子　幸代
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９４号
大阪府高石市綾園５丁目７番61号
債務者　姉川　　孝
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９５号
大阪府松原市別所２丁目３―30　メゾン松原202号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市太間東町14番11号
債務者　永井　洋司
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係